

第41回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2016年6月23日（木曜日）午前10時

開催場所 大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック本社 東館1階会議室

■ 招集ご通知添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■ 株主総会参考書類

株式会社コンテック

証券コード6639

証券コード 6639
平成28年6月3日

株 主 各 位

大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック
代表取締役社長 藤 木 勝 敏

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	平成28年6月23日（木曜日） 午前10時
場 所	大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号 株式会社コンテック本社 東館1階会議室 〔末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。〕
目的事項	報告事項 1. 第41期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第41期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

目次

招 集 ご 通 知 … 1	株主総会参考書類
添 付 書 類	第1号議案 剰 余 金 の 処 分 の 件 … 49
事 業 報 告 … 3	第2号議案 取 締 役 7 名 選 任 の 件 … 50
連 結 計 算 書 類 … 18	第3号議案 監 査 役 1 名 選 任 の 件 … 55
計 算 書 類 … 33	第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 … 56
監 査 報 告 … 43	

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

平成28年6月23日（木曜日） 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行 使 期 限

平成28年6月22日（水曜日） 午後5時到着分まで

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。（アドレス <http://www.contec.co.jp/>）
- 当社事業及び製品をより深くご理解いただくために、株主総会後に、当社事業所をご案内いたします。ご希望の方は、事前に、連絡先メールアドレス宛にご連絡をお願い申し上げます。（連絡先メールアドレス： ir@contec.jp ）

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景として緩やかな回復基調で推移いたしましたが、資源価格の急落、為替の大幅な変動及び世界経済の減速懸念など、先行きは不透明な状況となっておりました。

このような状況の中、当社グループの売上高は24,069百万円（前期比6.9%増）となりました。利益面につきましては、円安に伴う仕入れコスト上昇に加え、将来の事業拡大に向けた積極的な投資としてIoT 市場向け電子機器製品「CONPROSYS (コンプロシス)」の研究開発費が増加し、営業利益は684百万円（同8.2%減）、経常利益は668百万円（同13.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は589百万円（同30.3%減）となりました。

製品別の事業概況

電子機器製品

① 産業用コンピュータ製品

日本市場におきましては、電子部品関連業界向けの売上が低調に推移いたしましたが、半導体製造装置業界向けの売上は期末にかけて一部で復調の動きが見られました。また、米国市場におきましては、医療機器業界向けの産業用コンピュータの販売が好調に推移し、売上高は9,399百万円（前期比16.5%増）となりました。

② 計測制御製品

企業の設備投資が横ばい傾向となった影響を受け、生産設備向けの計測制御製品の販売が昨年と比べて減少し、売上高は3,165百万円（同2.6%減）に留まりました。

③ ネットワーク製品

教育現場向けの無線LAN製品の拡販に努めましたが、売上高は754百万円（同10.8%減）となりました。

④ ソリューション製品

太陽光発電計測システムの販売が市場の環境変化による影響を受けたため、売上高は2,661百万円（同9.7%減）となりました。

EMS (Electronic Manufacturing Service) 製品

株式会社ダイフク向けの物流システム用制御機器の販売が好調に推移し、売上高8,088百万円（前期比9.1%増）、となりました。

（２）対処すべき課題

① グローバル販売の強化

電子機器市場は、欧米・アジア等、海外の市場規模が大きく、今後の成長を図るためには、海外ビジネスの拡大が不可欠であります。更なるグローバル販売体制を強化するため、平成27年12月に欧州における販売代理店契約を新たに2社と締結するなど、販売代理店網の構築を図ってまいりました。また、販売代理店へのサポート体制を強化するためアムステルダム支店（オランダ）及び韓国駐在員事務所を平成28年4月1日に開設いたしました。

今後も、グローバル販売を強化すべく、様々な改革・改善を強力に推進してまいります。

② 製品開発の強化

製造業向けのビジネスで培った技術を基に、人々の生活に役立つ製品の開発を強化してまいります。具体的には、学校、公共施設、鉄道関連など、非製造業向けの様々な製品・サービスを創造し、お客様に提案してまいります。

当連結会計年度におきましては、IoT市場向け新製品「CONPROSYS」の開発に経営資源を積極的に投入し、26製品を開発いたしました。今後、更なる製品ラインナップの拡充に向けて製品の開発を進めてまいります。

③ 事業の構造改革

生産、技術、販売部門の連携を強化することで、事業の製品力とコスト競争力の強化を図ってまいります。また、各部門の独立採算を徹底し、利益率の向上を目指してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は245百万円で、その主なものは情報システムの改修、本社会議室・ショールームの改装、4営業所（水戸、厚木、浜松、刈谷）の新規開設及び生産性向上のための工場設備の更新に対する投資であります。設備投資以外では、CONTEC DTx INC.を完全子会社化するために721百万円を支出いたしました。

なお、この所要資金は自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年3月期 (第38期)	平成26年3月期 (第39期)	平成27年3月期 (第40期)	平成28年3月期 (第41期) (当連結会計年度)
売上高	17,429百万円	21,942百万円	22,519百万円	24,069百万円
経常利益	278百万円	554百万円	774百万円	668百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	170百万円	727百万円	845百万円	589百万円
1株当たり当期純利益	51円62銭	220円42銭	128円07銭	89円26銭
総資産	16,227百万円	17,701百万円	18,907百万円	19,048百万円
純資産	5,609百万円	7,018百万円	8,449百万円	7,777百万円
1株当たり純資産額	1,670円79銭	2,084円94銭	1,261円54銭	1,178円43銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2. 当社は、平成27年1月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりです。

区 分	平成25年3月期 (第38期)	平成26年3月期 (第39期)
1株当たり当期純利益	25円81銭	110円21銭
1株当たり純資産額	835円39銭	1,042円47銭

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への 議決権比率	当社との関係
株式会社ダイフク	15,016百万円	60.35%	当社は当社製品を親会社へ販売しております。

(注) 親会社である株式会社ダイフクに対する当社製品の販売条件等については、第三者との取引と同様に決定しています。また、当社取締役会においても同様の理由で、株式会社ダイフクとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
CONTEC DTx INC.	222米ドル	100.00%	電子機器事業
台灣康泰克股份有限公司	178百万台湾ドル	100.00%	電子機器事業
康泰克（上海）信息科技有限公司	14百万中国元	100.00%	電子機器事業

(注) 上記の重要な子会社3社を含む連結子会社の数は6社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品	
電 子 機 器 製 品	産業用コンピュータ製品	・産業用パソコン ・ボードパソコン ・セットアップパソコン ・パネルコンピュータ ・フラットパネルディスプレイ ・マイコンボード ・その他産業用パソコン及び関連機器
	計測制御製品	・M2M/IoT製品 ・パソコン計測制御用ボード ・省配線リモートI/O機器 ・サポートソフトウェア
	ネットワーク製品	・無線LAN機器 ・ネットワーク機器 ・LAN対応画像配信機器
	ソリューション製品	・再生可能エネルギー ・医療・介護 ・エネルギーマネジメント ・デジタルサイネージ
E M S 製 品		・制御盤、制御モジュール ・ワイヤハーネス ・電子機器の組み立て ・基板実装

(注) M2M(Machine to Machine)/IoT(Internet of Things)：様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続することで各々の機器で生成されたデータをリアルタイムに統合・制御・活用する。

(7) 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

<当 社>

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 社	大阪府大阪市西淀川区
東 京 支 社	東京都港区
小 牧 事 業 所	愛知県小牧市

<子会社>

名 称	所 在 地
CONTEC DTx INC.	米国 フロリダ州
台 湾 康 泰 克 股 份 有 限 公 司	台湾 新北市
康 泰 克 (上 海) 信 息 科 技 有 限 公 司	中国 上海市

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
541名	14名減

- (注) 1. 上記従業員数には、当社グループからグループ外部への出向者を含んでおりません。
2. 上記従業員数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
327名	74名増	43.3歳	19.3年

- (注) 1. 上記従業員数には、当社から他社への出向者を含んでおりません。
2. 上記従業員数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員を含んでおりません。
3. 前事業年度末に比べ、従業員数が74名増加しておりますが、平成27年4月1日に株式会社コンテック・イーエムエスを吸収合併したことによるものであります。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,400百万円
株式会社三井住友銀行	1,800百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,330百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
(2) 発行済株式の総数 6,600,000株（自己株式 308株を含む）
(3) 株主数 3,064名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ダイフク	3,982,000株	60.34%
コンテック従業員持株会	422,821株	6.41%
山川 政樹	112,500株	1.70%
勝間田 央	72,000株	1.09%
関戸 康友	62,800株	0.95%
平倉 昭雄	44,200株	0.67%
日本電計株式会社	44,000株	0.67%
株式会社みずほ銀行	40,000株	0.61%
吉永 良	37,800株	0.57%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	33,500株	0.51%

（注）持株比率は自己株式（308株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤 木 勝 敏	経営全般 海外統轄
取 締 役 専務執行役員	藤 井 貢	管理統轄
取 締 役 常務執行役員	中 尾 宏	技術統轄
取 締 役 常務執行役員	島 川 勝 英	生産統轄
取 締 役 常務執行役員	柴 原 正 治	営業統轄
取 締 役	山 田 昌 吾	山田昌吾公認会計士税理士事務所 所長 東洋炭素株式会社 取締役
監 査 役	石 川 秀 樹	常勤
監 査 役	藤 島 博	
監 査 役	高 島 志 郎	弁護士法人 淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社光陽社 監査役 太洋株式会社 監査役 株式会社トーア紡コーポレーション 監査役 日本包装運輸株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 山田昌吾氏は社外取締役であります。
2. 監査役 藤島博、高島志郎の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 藤島博氏は、株式会社ダイフク及び当社で8年間監査役を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 山田昌吾、監査役 高島志郎の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
5. 取締役 漆崎榮二郎、監査役 佐藤吉信の両氏は、平成27年6月25日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	契 約 の 内 容
山 田 昌 吾	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
藤 島 博	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
高 島 志 郎	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	当 年 度 の 支 払 額
取 締 役	7 名	160百万円 (内、社外取締役 1 名、4 百万円)
監 査 役	4 名	29百万円 (内、社外監査役 3 名、15 百万円)
計	11 名	189百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による全取締役の報酬等の限度額は、年額280百万円以内であります。
(平成18年6月28日開催の第31回定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による全監査役の報酬等の限度額は、年額72百万円以内であります。
(平成18年6月28日開催の第31回定時株主総会決議)
4. 上記の取締役及び監査役の支払人員には、平成27年6月25日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 先	兼職内容	関 係 内 容
山 田 昌 吾	山田昌吾公認会計士税理士事務所	所長	当社と兼職先の山田昌吾公認会計士税理士事務所及び東洋炭素株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
	東洋炭素株式会社	取締役	
藤 島 博	該当事項はありません。	－	－
高 島 志 郎	弁護士法人 淀屋橋・山上合同	弁護士	当社と兼職先の弁護士法人 淀屋橋・山上合同、株式会社光陽社、太洋株式会社、株式会社トーア紡コーポレーション及び日本包装運輸株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社光陽社	監査役	
	太洋株式会社		
	株式会社トーア紡コーポレーション		
	日本包装運輸株式会社		

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
山 田 昌 吾	平成27年6月の就任後に開催した取締役会13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
藤 島 博	当期開催の取締役会18回全て及び監査役会7回全てに出席し、長年にわたる管理部門の経験から議案審議等に必要な発言や、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
高 島 志 郎	当期開催の取締役会18回のうち17回及び監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言や、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法若しくはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議し、以下のとおり
の整備状況であります。

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

確固たる内部統制システムの運営が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率・有効性を高めることを認識し、法令遵守、リスク管理、資産保全及び財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

(2) 内部統制システムの整備状況

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が職務を執行するにあたり、遵守すべき基本事項として企業行動規範を定め、それぞれが率先垂範し、周知徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会、開示委員会、安全衛生委員会、リスク管理委員会を設置することによって、内部統制体制の有効性を確保いたします。内部通報制度を設け、内部及び外部（顧問弁護士事務所）を窓口として、法令・諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、当該体制の充実を図っております。業務の適正な遂行を図ることを目的として、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、職務執行に係る監査を実施いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程「文書保存基準」に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等の情報を、保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索・閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスク及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定めております。本規程に基づき、内部統制統括責任者がリスク管理を一元的に行い、当社の取締役及び使用人は業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める諸規程等リスク管理に関するルールを遵守いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督いたします。経営に関する重要事項の立案調査、検討、決定及び実施結果の把握等を行うことを目的として、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行ってまいります。ITを活用したシステムにより、迅速なデータ化を進め、取締役会及び経営会議においてその結果をレビューするとともに、効率化等を阻害する要因を排除し、目標達成の精度を高め、業務の効率化を実現いたします。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の円滑化を図り、グループ各社を育成・強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすことを目的として「関係会社管理規程」を定め、本規程に基づき、グループ各社より重要事項の報告及び承認を求め、その業務管理を行います。当社は、当社グループ全体のリスク管理のためにグループ各社の最高責任者として取締役又は執行役員が管掌の任にあたり、取締役会にその意思決定及び経営状況を報告させることにより子会社経営の健全性を維持するよう努めてまいります。当社は、グループ各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するために、グループ各社への支援を実施し、グループ全体で整合した年度計画・予算を策定し、毎月開催の取締役会において、担当役員が業務執行状況及び予算管理状況を報告するなどグループ全体での一体的な運営を図ってまいります。当社は、内部通報制度をグループ各社の従業員等にも利用可能なものとして運用し、内部監査等を通じてグループ各社の法令及び定款への適合性を高めるように努めてまいります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置し、監査役の意見を尊重し、監査役補助業務の優先順位の向上、当該使用人の独立性を確保いたします。

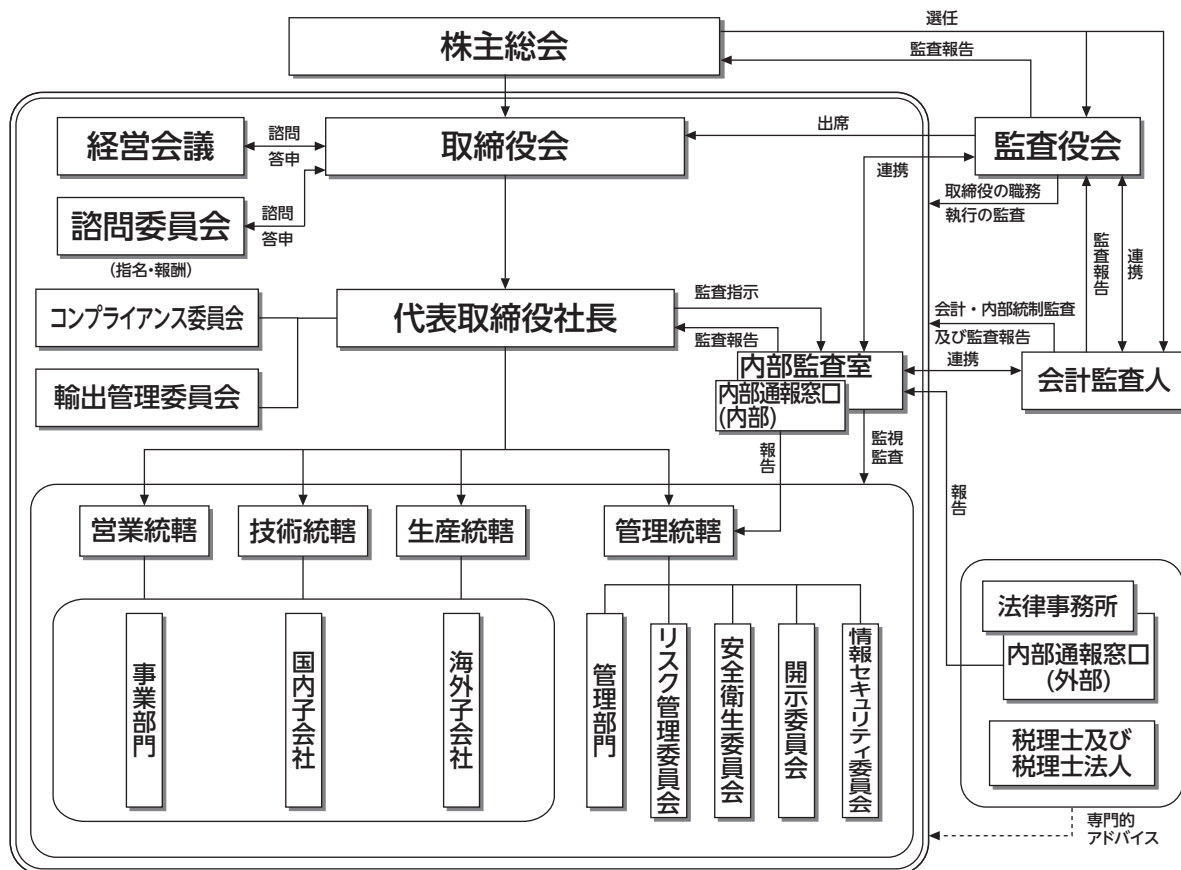
⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時は、直ちに監査役にこれを報告いたします。毎月の取締役会及び経営に関する重要な討議を行う経営会議を通じて、監査役へ必要な報告を行うとともに、適宜取締役及び重要な使用人から監査役へ当社グループに関する必要な報告を行うほか、監査役がヒアリングを行う機会を設けてまいります。当社の常勤監査役が原則として子会社の監査役を兼任することにより、子会社に関する情報が適切に当社監査役に報告される仕組みを整備いたします。当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。代表取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役の職務執行のために適切な予算措置を講じてまいります。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、上記の内部統制システムの構築及び運用において、当社グループ全体の財務報告の信頼性の確保のため、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取組みを進めることにより、内部統制体制の更なる充実を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された業務の適正を確保するための体制に基づき、当社グループの内部統制システムを運用しており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要事項について確認、決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。また、取締役会を補完する機能を持たせ、活発な意見交換を行うために、取締役、監査役及び執行役員等で構成する経営会議を12回開催いたしました。

また、当社は内部通報制度をグループ各社の従業員等にも利用可能なものとして運用し、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の計画・予算の策定や業務運営状況の報告等を実施しています。

当社においては、担当取締役（管理統轄）と内部監査室が内部監査計画を立案し、各部門及び子会社に対して実地監査及び書面監査を実施しております。監査に当たり関連法規、経営方針、事業計画、社内諸規程についての適合性を調査し、指摘事項の改善指導を行って、会社の財産の保全、経営の健全性・効率性の保持に努めております。また、内部監査室が事務局となって、コンプライアンス委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会、開示委員会、安全衛生委員会及びリスク管理委員会の各メンバーを集めた内部統制ミーティングを2回開催し、活動状況の報告や意見交換を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、監査法人や内部監査室との意見交換、内部監査室が行う財務報告の信頼性に係る内部統制の社内評価に同席する等、実務を通じ経営管理上重要な情報を確認し、密接な連携を保っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	13,901,713	流 動 負 債	7,381,144
現金及び預金	2,858,366	支払手形及び買掛金	3,653,132
受取手形及び売掛金	5,288,546	短期借入金	1,254,447
商品及び製品	2,040,145	1年内返済予定の長期借入金	1,260,000
仕掛品	1,206,737	リース債務	15,055
原材料及び貯蔵品	2,096,679	未払法人税等	201,188
繰延税金資産	240,079	その他	997,320
その他	180,024	固 定 負 債	3,890,041
貸倒引当金	△8,866	長期借入金	3,070,000
固 定 資 産	5,146,767	リース債務	13,607
有 形 固 定 資 産	2,432,087	繰延税金負債	6,147
建物及び構築物	833,145	退職給付に係る負債	799,164
機械装置及び運搬具	46,442	その他	1,121
工具、器具及び備品	132,328	負 債 合 計	11,271,186
土地	1,389,919	(純資産の部)	
リース資産	28,478	株 主 資 本	6,741,992
建設仮勘定	1,772	資本金	1,119,600
無 形 固 定 資 産	2,019,218	資本剰余金	103,909
のれん	1,752,502	利益剰余金	5,518,698
ソフトウェア	221,016	自己株式	△216
その他	45,699	その他の包括利益累計額	1,035,302
投資その他の資産	695,461	その他有価証券評価差額金	243,184
投資有価証券	411,819	為替換算調整勘定	1,022,543
繰延税金資産	138,044	退職給付に係る調整累計額	△230,425
退職給付に係る資産	61,152		
その他	84,445	純 資 産 合 計	7,777,294
資 産 合 計	19,048,481	負 債 純 資 産 合 計	19,048,481

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		24,069,372
売上原価		18,470,691
売上総利益		5,598,681
販売費及び一般管理費		4,913,738
営業利益		684,942
営業外収益		
受取利息	2,489	
受取配当金	14,376	
為替差益	1,884	
受取賃貸料	11,138	
保険解約返戻金	5,540	
その他	11,826	47,256
営業外費用		
支払利息	47,288	
外国源泉税	8,876	
その他	7,713	63,879
経常利益		668,319
特別利益		
投資有価証券売却益	341,110	341,110
特別損失		
固定資産除却損	1,724	
ゴルフ会員権評価損	1,810	3,535
税金等調整前当期純利益		1,005,894
法人税、住民税及び事業税	324,947	
法人税等調整額	58,858	383,805
当期純利益		622,089
非支配株主に帰属する当期純利益		33,007
親会社株主に帰属する当期純利益		589,081

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,119,600	669,600	5,078,110	△216	6,867,094
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△148,493		△148,493
親会社株主に帰属 する当期純利益			589,081		589,081
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△565,690			△565,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△565,690	440,588	—	△125,101
当 期 末 残 高	1,119,600	103,909	5,518,698	△216	6,741,992

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損 益	延 滞 為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	388,298	3,241	1,064,974	2,194	1,458,709	123,244	8,449,048
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△148,493
親会社株主に帰属 する当期純利益							589,081
連結子会社株式の 取得による持分の増減							△565,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△145,113	△3,241	△42,430	△232,620	△423,407	△123,244	△546,651
当 期 変 動 額 合 計	△145,113	△3,241	△42,430	△232,620	△423,407	△123,244	△671,753
当 期 末 残 高	243,184	—	1,022,543	△230,425	1,035,302	—	7,777,294

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

CONTEC DTx INC.

台灣康泰克股份有限公司

康泰克（上海）信息科技有限公司

北京康泰克電子技術有限公司

SINGAPORE CONTEC PTE. LTD.

株式会社コンテックソフトウェア開発

当社は、平成27年4月1日付で当社を存続会社、当社の連結子会社であった株式会社コンテック・イーエムエスを消滅会社とする吸収合併を実施したことにより、株式会社コンテック・イーエムエスは消滅し、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社コンテックソフトウェア開発の決算日は3月31日で連結決算日と一致しております。

その他の連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	……………	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	……………	移動平均法による原価法

②デリバティブ …………… 時価法

③たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料	……………	移動平均法
仕掛品	……………	個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社が平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、当社及び国内連結子会社は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建長期借入金
金利スワップ	長期借入金利息

ウ. ヘッジ方針

主として当社及び国内連結子会社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

オ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ手段の執行・管理については、取引権限及び取引限度等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

④完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受注製作の製品に係る収益は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

⑤消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、投資効果の発現する期間を見積もり、当該期間において均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度に全額償却しております。

(会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は565,690千円減少しております。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 …………… 1,522,023千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,600,000	—	—	6,600,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	308	—	—	308

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配 当 額 （円）	基 準 日	効力発生日
平成27年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	82,496	12.50	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月26日
平成27年11月 9 日 取締役会	普通株式	65,996	10.00	平成27年 9 月30日	平成27年12月 1 日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 65,996千円

②1株当たり配当額 10.00円

③基準日 平成28年3月31日

④効力発生日 平成28年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に産業用コンピュータ及びその関連機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い短期的な金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの与信管理規程に従い、当該リスクの低減を図っております。

デリバティブは、外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスク、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2をご参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,858,366	2,858,366	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,288,546	5,288,546	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	389,948	389,948	—
資産計	8,536,861	8,536,861	—
(4) 支払手形及び買掛金	3,653,132	3,653,132	—
(5) 短期借入金	1,254,447	1,254,447	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	1,260,000	1,260,000	—
(7) 長期借入金	3,070,000	3,067,193	△2,807
負債計	9,237,580	9,234,773	△2,807
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記 (8) デリバティブ取引 ②ヘッジ会計が適用されているもの 参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、外貨建の長期借入金については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

(8) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるもの又は通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)長期借入金 参照)。また、予定取引をヘッジ対象とする繰延ヘッジ処理の時価算定方法は、先物為替相場によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	21,870

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,178円43銭

1 株当たり当期純利益 89円26銭

※ 1 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 589,081千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 589,081千円

普通株式の期中平均株式数 6,599,692株

※ 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の 1 株当たり純資産額は、85円72銭減少しております。

(その他の注記)

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 連結子会社の吸収合併

(1) 取引の概要

①合併の目的

当社グループの生産部門として運営しております株式会社コンテック・イーエムエスを、グループ経営の効率的運営を目的として吸収合併するものです。

②合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社コンテック・イーエムエスの全株式を所有しておりますので、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

③対象となった事業の名称及びその事業の内容、規模

事業の内容 電子機器の製造

事業の規模 (平成27年3月期)

資産の額 5,061百万円

負債の額 4,096百万円

純資産の額 965百万円

④企業結合日

平成27年4月1日

⑤企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社コンテック・イーエムエスを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

⑥結合後企業の名称

株式会社コンテック

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 CONTEC DTx INC. (当社の連結子会社)

事業の内容 医療機器OEM向けの組込みソリューション

②企業結合日

平成28年3月15日

③企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は11.3%であり、当該取引によりCONTEC DTx INC.を当社の完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 721,816千円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

565,690千円

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	10,616,413	流 動 負 債	6,542,845
現金及び預金	1,544,370	支払手形	1,121,455
受取手形	222,342	買掛金	2,019,053
電子記録債権	394,599	短期借入金	1,250,000
売掛金	3,773,784	1年内返済予定の長期借入金	1,260,000
商品及び製品	1,931,064	リース債務	15,055
仕掛品	1,011,283	未払金	166,118
原材料及び貯蔵品	1,408,441	未払費用	399,427
前払費用	36,484	未払法人税等	150,398
繰延税金資産	189,229	未払消費税等	2,941
関係会社短期貸付金	92,613	前受り金	147,028
未収入金	10,721	預り金	10,758
その他の金	1,477	その他の金	606
固 定 資 産	7,309,482	固 定 負 債	3,792,652
有形固定資産	2,348,413	長期借入金	3,070,000
建物	799,600	退職給付引当金	709,045
構築物	9,526	リース債務	13,607
機械及び装置	32,947		
工具、器具及び備品	86,306	負 債 合 計	10,335,498
土地	1,389,919	(純資産の部)	
リース資産	28,478	株 主 資 本	7,347,213
建設仮勘定	1,632	資本金	1,119,600
無形固定資産	255,467	資本剰余金	669,600
商標	708	資本準備金	669,600
ソフトウェア	209,768	利益剰余金	5,558,229
その他の金	44,990	利益準備金	112,500
投資その他の資産	4,705,601	その他利益剰余金	5,445,729
投資有価証券	411,819	繰越利益剰余金	5,445,729
関係会社株	3,498,173	自己株式	△216
出資	600	評価・換算差額等	243,184
関係会社出資金	401,258	その他有価証券評価差額金	243,184
前払年金費用	351,498		
繰延税金資産	41,711		
その他の金	71,820		
投資損失引当金	△71,279	純 資 産 合 計	7,590,398
資 産 合 計	17,925,896	負 債 純 資 産 合 計	17,925,896

(単位：千円)

[illegible]

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 益 金 計
当 期 首 残 高	1,119,600	669,600	669,600	112,500	4,395,943	4,508,443
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△148,493	△148,493
当 期 純 利 益					1,198,279	1,198,279
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,049,785	1,049,785
当 期 末 残 高	1,119,600	669,600	669,600	112,500	5,445,729	5,558,229

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△216	6,297,427	388,298	3,241	391,540	6,688,967
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△148,493				△148,493
当 期 純 利 益		1,198,279				1,198,279
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△145,113	△3,241	△148,355	△148,355
当 期 変 動 額 合 計	—	1,049,785	△145,113	△3,241	△148,355	901,430
当 期 末 残 高	△216	7,347,213	243,184	—	243,184	7,590,398

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式・出資金及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・原材料 …………… 移動平均法

仕掛品 …………… 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

上記以外のもの

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社に対する投資損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、その必要額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受注製作の製品に係る収益は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建長期借入金
金利スワップ	長期借入金利息

③ヘッジ方針

主として当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎事業年度末に、個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ手段の執行・管理については、取引権限及び取引限度等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,334,960千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

（1）短期金銭債権 1,066,880千円

（2）短期金銭債務 284,642千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

（1）営業取引による取引高

売上高 8,779,812千円

仕入高 3,262,156

販売費及び一般管理費 246,812

（2）営業取引以外の取引による取引高 49,739千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	308	—	—	308

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

未払賞与	88,936千円
棚卸資産評価損	47,173
未払事業税	14,086
研究開発費否認	13,977
未払賞与(社会保険)	12,583
その他	12,472
計	189,229

(2) 固定資産

退職給付引当金	109,337千円
投資損失引当金	21,961
関係会社株式評価損	14,418
その他	11,999
小計	157,716
評価性引当額	△15,813
計	141,902
繰延税金資産合計	331,132

(繰延税金負債)

固定負債	
その他有価証券評価差額金	99,679千円
その他	511
繰延税金負債合計	100,191

繰延税金資産の純額	230,941千円
-----------	-----------

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る。）に使用する法定実効税率は、従来の32.22%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%に、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,696千円減少し、法人税等調整額が16,042千円、その他有価証券評価差額金が5,345千円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 〔被所有〕割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)ダイフク	〔被所有〕 直接 60.35%	当社製品の 販売	当社製品の 販売	8,406,074千円	売掛金	973,353千円

（注）1 上記取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高については消費税等を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売条件等については、第三者との取引と同様に決定しております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 〔被所有〕割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	台灣康泰克股份有限公司	〔所有〕 直接 100.00%	原材料等の 購入	原材料等の 購入	2,764,473千円	買掛金	173,059千円

（注）1 上記取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高については消費税等を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

原材料等の購入については、提示された見積価格を基に、価格交渉の上で決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,150円11銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	181円57銭
-------------	---------

※ 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	1,198,279千円
-------	-------------

普通株主に帰属しない金額	一千円
--------------	-----

普通株式に係る当期純利益	1,198,279千円
--------------	-------------

普通株式の期中平均株式数	6,599,692株
--------------	------------

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社コンテック
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大野 功 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンテックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社コンテック
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大野 功 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンテックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社コンテック 監査役会

常勤監査役 石川 秀樹 ⑨

監査役 藤島 博 ⑨

監査役 高島 志郎 ⑨

(注) 監査役藤島博と監査役高島志郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の重要課題と位置づけ、今後の業績見通しを勘案し、長期的展望に立って将来の事業展開に見合った配当政策を行いたいと考えております。

第41期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円

支払配当総額 65,996,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日（金曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。取締役候補者は次のとおりであります。

1 ふじき 藤木 かつとし 勝敏

再 任

生年月日	昭和27年4月3日生	所有する当社株式数	21,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和50年4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 平成14年4月 株式会社ダイフクFA&DA事業部 海外部長 大福自動化物流設備（上海）有限公司 総経理 平成16年4月 大福自動化物流設備（上海）有限公司 董事長 平成20年4月 大福洗車設備（上海）有限公司 総経理 平成20年6月 株式会社ダイフク取締役就任 中国現法統括本部長 平成22年4月 株式会社ダイフク常務取締役就任 大福（中国）有限公司 董事長 平成23年4月 大福物流設備（中国）有限公司 董事長 平成23年6月 株式会社ダイフク 取締役常務執行役員就任 平成24年4月 株式会社ダイフク 中国統括本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長就任（現） 平成26年4月 当社社長執行役員（現） 海外統轄		
選任の理由	株式会社ダイフクで長年の海外経験を有するとともに、当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、国内外の販売体制強化及び事業の構造改革に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

（注）藤木勝敏氏は、平成20年6月から同25年6月まで当社の親会社である株式会社ダイフクの取締役でありました。

2 藤井 貢

再 任

生年月日	昭和23年12月19日生	所有する当社株式数	22,800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和42年 4 月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 平成 5 年 4 月 大福工営株式会社（現 株式会社ダイフク）出向 平成12年 6 月 同社取締役就任 平成15年 7 月 株式会社ダイフクDTS事業部 管理統括部長 平成16年 7 月 同社取締役待遇理事 平成19年 4 月 同社管理統轄付 平成19年 6 月 当社常勤監査役就任 平成21年 6 月 当社取締役就任 管理統轄 平成22年 4 月 当社常務取締役就任 平成23年 4 月 当社管理・内部統制統轄 平成23年 6 月 当社取締役常務執行役員就任 平成24年 4 月 当社取締役専務執行役員就任（現） 管理統轄（現）		
選任の理由	財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の健全な財務体質の維持・強化に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。		

3 中尾 宏

再 任

生年月日	昭和35年 4 月 1 日生	所有する当社株式数	3,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和60年 4 月 株式会社ダイフク入社 平成 3 年 4 月 当社出向 平成19年 4 月 当社デバイス&コンポーネント事業部 技術本部長 平成21年 4 月 当社デバイス&コンポーネント事業部長 平成21年 7 月 当社取締役待遇理事 平成22年 6 月 当社取締役就任 平成23年 4 月 当社常務取締役就任 副事業統轄 平成23年 6 月 当社取締役常務執行役員就任（現） 平成24年 4 月 当社デバイス&ソリューション事業部長 平成25年 4 月 当社事業統轄 平成26年 4 月 当社技術統轄（現）		
選任の理由	技術分野における豊富な業務経験を有するとともに、当社の製品開発力強化に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。		

しまかわ かつひで
4 島川 勝英

再 任

生年月日	昭和33年10月25日生	所有する当社株式数	3,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和56年 4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 昭和58年 4月 当社出向 平成21年 4月 当社デバイス&コンポーネント事業部 技術本部長 平成22年 4月 株式会社コンテック・イーエムエス出向 同社生産技術・管理統括 平成22年 6月 同社取締役就任 平成23年 4月 同社代表取締役社長就任 平成23年 6月 当社執行役員 平成24年 4月 当社生産・サービス副統轄 平成24年 6月 当社取締役執行役員就任 平成25年 4月 当社生産・サービス統轄 平成26年 4月 当社生産統轄（現） 平成27年 4月 当社取締役常務執行役員就任（現）		
選任の理由	当社生産子会社で代表取締役を務めるなど、当社生産体制の強化に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

しばはら しょうじ
5 柴原 正治

再 任

生年月日	昭和34年11月27日生	所有する当社株式数	10,586株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和59年 4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 昭和60年 4月 株式会社パルテック（現 株式会社コンテック）出向 平成19年 4月 当社ソリューション&サービス事業部 営業部長 平成21年 4月 当社ソリューション&サービス事業部 副事業部長 平成23年 4月 当社ソリューション&サービス事業部長 平成23年 6月 当社執行役員 平成24年 4月 当社デバイス&ソリューション事業部 副事業部長 平成25年 4月 当社営業本部長 平成25年 6月 当社取締役執行役員就任 平成26年 4月 当社営業統轄（現） 平成27年 4月 当社取締役常務執行役員就任（現）		
選任の理由	営業分野における豊富な業務経験を有するとともに、当社の販売力強化に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

生年月日	昭和41年1月25日生	所有する当社株式数	300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和63年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成4年9月 青山監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成17年8月 税理士登録 平成17年9月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース代表社員 平成25年7月 山田昌吾公認会計士税理士事務所設立 平成26年3月 東洋炭素株式会社 監査役就任 平成27年3月 東洋炭素株式会社 取締役就任（現） 平成27年6月 当社取締役就任（現）		
選任の理由	公認会計士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。		

- （注） 1. 当社は山田昌吾氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定であります。
2. 当社は、山田昌吾氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
3. 山田昌吾氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

7 小島 哲郎

新

任

社外取締役

独立役員

生年月日	昭和25年10月8日生	所有する当社株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和48年4月 三井不動産株式会社入社 平成11年4月 三井不動産販売株式会社（現 三井不動産リアルティ株式会社） リハウス事業本部 営業第一部長 平成15年6月 同社取締役常務執行役員 リハウス営業本部長 平成17年4月 同社取締役専務執行役員 リハウス事業本部長 平成24年4月 三井不動産リアルティ株式会社 取締役専務執行役員 アセットコンサルティング営業本部長 平成26年1月 同社法人営業本部長 平成26年4月 同社顧問 平成27年3月 同社顧問退任		
選任の理由	営業分野で豊富な経験と知識を有しており、当社の経営上の重要事項につき客観的な視点で有効な助言をいただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 小島哲郎氏が原案どおり選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
2. 小島哲郎氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員になる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 藤島博氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。また、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。監査役候補者は次のとおりであります。

ふじしま ひろし
藤島 博

再 任 社外監査役

生年月日	昭和24年3月10日生	所有する当社株式数	800株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	昭和49年4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 平成13年4月 同社FA&DA事業部統括管理部長 平成15年4月 同社DFA生産本部企画管理部長 平成16年4月 同社FA&DA事業部管理部長 平成16年7月 同社理事就任 平成19年7月 同社取締役待遇理事就任 平成20年4月 同社管理統括付 平成20年6月 同社監査役就任 平成24年6月 当社監査役就任（現）		
選任の理由	株式会社ダイフク及び当社で8年間監査役を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の監査体制の強化・充実に十分な役割を果たすことができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

- （注） 1. 藤島博氏は、平成20年6月から同24年6月まで当社の親会社である株式会社ダイフクの監査役でありました。
2. 当社は藤島博氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定であります。
3. 藤島博氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬について、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく、取締役の報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、相当であるものと判断しております。

本議案は、平成18年6月28日開催の第31回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額280百万円以内、ただし使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、当社取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案「取締役7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役2名を除く5名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

（2）本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、60,000ポイント（うち取締役分について44,000ポイント）を上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取り締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当社株式の取得方法及び本信託が取得する株式数

本信託による当社株式の取得は、下記（5）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記（5）において定義します。）につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、本信託設定（平成28年8月（予定））後、遅滞なく、60,000株（うち取締役分として44,000株）を上限として取得するものとします。

(5) 当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記（3）及び下記（6）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として合計60百万円（うち取締役分として44百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、合計60百万円（うち取締役分として44百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、合計60百万円（うち取締役分として44百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

（6）当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当社株式を売却する場合があります。

（7）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

株主総会会場ご案内図



.....▶ 道順

会 場

大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック本社 東館1階会議室
電話 06-6477-7461

交通機関

J R東西線	「御幣島駅」	11番出口より	徒歩7分
阪神電鉄本線	「姫島駅」	出口より	徒歩7分

〔お願い〕

ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。